

県立生命の星・地球博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策マニュアル

令和2年6月10日策定
令和2年6月25日改定
令和2年8月20日改定
令和2年9月8日改定
令和2年10月22日改定
令和3年3月24日改定
令和3年11月17日改定

1 総論

- マスクの常時着用（同等の感染防止対策も可）、こまめな手洗い・手指消毒を徹底する。
- 人との接触を避け、最低1mを目安として対人距離を確保する。
- 四方を空けた席配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 施設の消毒を徹底し、換気を実施する。
- 入館人数を設定のうえ必要に応じて入館を制限（上限840名）するなど、来館者が密にならないよう対応する。これに伴い、再入館の運用は休止する。
- 滞在時間を2時間以内にすることを願うなど、貼り紙等で滞在時間を短くしていただくよう促す。
- 発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入館を制限し、来館を控えるようあらかじめ周知する。
- 当面の間、10人以上のグループでの来館は控えていただく（学校、児童福祉施設、社会福祉事業を営む施設として当館があらかじめ利用を認めた場合を除く）。
- 当面の間、駐車台数を制限するとともにバスの駐車場への乗り入れを禁止する（学校、児童福祉施設、社会福祉事業を営む施設として当館があらかじめ利用を認めた場合を除く）。
- 当面の間、講座等については、人が密集しないよう事前予約制とするなど、基本的な感染防止対策を徹底して実施する。
- 事業者等の入館者に対しても、基本的な感染防止対策を徹底するよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、県立生命の星・地球博物館の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、県教育委員会等と協議して、必要な対応を図る。

2 来館者の安全確保のために実施すること

○ 入館時

- ・ 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入館を控えていただくよう呼びかける。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去2週間以内に政

府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方などは入館を控えていただくよう掲示する。

- ・ 総合案内での声かけや貼り紙等によりマスクの常時着用、こまめな手洗い・手指消毒について注意喚起を行う。マスクを持参していない来館者に対しては、マスク着用と同等の感染防止措置を依頼する。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、据え置き方式又は撤去する。

○ 観覧・閲覧時

- ・ フロアマーカ―等の設置等の工夫を行い、来館者同士の密が発生しない程度の間隔（最低1 m）を確保するよう呼びかける。
- ・ マスクの着用状況が確認できるようにするとともに、着用していない場合、個別に着用をお願いする。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。
- ・ 鑑賞ルールを掲示し、「触れる展示」や展示解説パネル、展示のスイッチ類など、動線上触れることが前提となっている展示については貼り紙等で触れないよう注意喚起する。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 展示室での会話の自粛をお願いする。
- ・ 感染のおそれがある来館者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触せずに休養できる場所等で待機させる。

3 施設管理

○ 館内

- ・ 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。
- ・ 定期的な換気を実施する。
- ・ 他者と共有する物品や手が触れる場所と頻度を特定し、手が頻繁に触れる箇所を減らす工夫をし、こまめに消毒する。

高頻度接触部位：

展示室 ⇒ 「触れる展示」、展示ケース、展示解説パネル、展示のスイッチ類、手すり等

展示室以外⇒ エレベーターの操作パネル、エスカレーターのリフト、券売機や自動販売機のボタン、テラスに通じるドアノブ、ラウンジのソファ、スタンプ、コインロッカー、手すり等

その他 ⇒ 救護室のリネン類、授乳室のソファや器具、車イス、ベビーカー等

- ・ ミュージアムシアターでの上映は、当面の間、休止する。
- ・ ミュージアムライブラリーは利用者数の上限（21名）を設定し、密にならないよう対応する。
- ・ 講義室、実習実験室は、当面の間、一般の利用を休止する。

○ 受付等

- ・ 来館者が必ず触れることになる券売機については、来館者が入金後、案内員が必要枚数

を確認してボタン操作する。

- ・ 受付等で列に並ぶ場合、マーカーの設置等により十分な間隔（最低1 m）を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。
- ・ 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 現金授受の際は、直接手渡ししない。

○ ロビー、休憩スペース

- ・ 飲食は、エリアを限定するとともに、短時間での利用、黙食及び飲食以外のマスクの着用を呼びかける。
- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話はしないよう促す。
- ・ 間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- ・ テーブル、椅子等、共用物品を定期的に消毒する。

○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

○ ゴミ処理、清掃・消毒

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。
- ・ 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗浄する。
- ・ 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開館前、閉館後に清拭消毒する。

○ レストラン、ミュージアムショップ等

- ・ レストラン、売店、喫茶店は、各事業者と連携の上、本マニュアルと同等の対策を行う。

4 従事者の安全確保のために実施すること

○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい、マスクの常時着用を徹底する。

○ 開館中

- ・ 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 受付等の係員はマスクと手袋を常時着用する。

○ 閉館時

- ・ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。

○ その他

- ・ 出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。

5 広報・周知

- ホームページや館内の掲示等により、入館制限を実施していることや、発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方などの来館を控えていただきたいこと等、来館される際の注意事項を周知していく。
- 入口や館内の掲示等により、マスクの常時着用、こまめな手洗い・手指消毒を励行していただくこと等を、来館者に対し周知する。